

令和3年度 デジタル技術を活用した海外展開支援事業委託業務
企画提案指示書

1 目的

国際的なデジタル化の進展の中で、道産品の海外販路拡大に向けて、オンラインによる国際取引やECの導入など、デジタル技術を活用した道内企業の海外展開を促進するため、研修会及びビジネスマッチングを行うもの。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 契約期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月11日（金）まで

4 概要

- (1) デジタル技術を活用した道産品の海外販路拡大に向けた研修会の実施
- (2) デジタル技術を活用した道産品の海外販路拡大に向けたビジネスマッチングの実施
- (3) 上記(1)及び(2)実施後のフォローアップ

5 委託業務の内容

(1) デジタル技術を活用した道産品の海外販路拡大に向けた研修会の実施

オンラインによる国際取引やECの導入などデジタル技術を活用した道産品の販路拡大のため、これらに必要な貿易実務、AI翻訳技術、海外EC等の知識習得や活用ノウハウなどに関する研修を、海外への販路拡大に関心のある道内企業を対象に次の項目に従い企画し、実施すること。

ア 次のテーマに沿う研修を企画し実施すること。なお、開催回数は、9回以上とし、その内訳は対象地域を定めない基礎研修（3回以上）、ASEAN、台湾、北米を対象とした基礎編（市場情報や事例紹介等）・実践編（各2回計6回以上）の実施を基本とし、その他必要な内容や構成などの詳細については、実施が効果的になるように企画提案すること。

- (ア) デジタル対応力強化（越境型やモール型など海外EC販売市場の基礎知識、販売実践手法、EC店舗運営ノウハウ、AI翻訳技術を活用した取引例、留意事項、その他必要な知識）
- (イ) 貿易実務対応力強化（越境型やモール型など海外EC販売に係る貿易実務、海外EC事業者など効果的なアプローチノウハウ、留意事項、その他必要な知識）

イ 各研修の内容は、参加者募集前に委託者と協議の上、詳細を決定することとし、道内企業のデジタル対応力強化および海外販路拡大に向けた効果的なメニューとすること。

ウ オンラインまたは会場開催などの適切な手法を提案すること。なお、研修項目ごとに手法が異なっても差し支えない。

エ オンデマンド配信など、道内企業が本研修を活用しやすい実施形式を提案すること。

オ 研修会については、募集要領及び参加申込書を作成し、参加企業の募集を行うとともに、各国・地域において道内企業15社以上の参加を得ること。

カ 下記(2)で実施する海外ECサイトや小売店のネット通販などでの現地トライアルを活用し、実践編の研修会に参加した道内企業が実践の場として、自ら商品をPRする機会を設けること。

キ 研修会終了後、参加道内企業に対し、研修内容に対する評価や今後のEC等デジタル技術を活用した海外展開に関する意向などに関するアンケート調査を実施し、結果を取りまとめ、速やかに委託者へ報告すること。なお、アンケート調査の内容は委託者と協議して決定すること。

(2) デジタル技術を活用した道産品の海外販路拡大に向けたビジネスマッチングの実施

ASEAN、台湾、北米市場における海外販路の拡大に向けて、研修会に参加した道内企業を対象に、研修で学んだ内容を実践する場として、それぞれの国・地域における海外EC店舗出店者等バイヤー、現地小売店バイヤー、現地商社、サイト運営事業者、サイト制作会社等とのビジネスマッチング会を行い、マッチングが成立した道内企業の現地トライアルを支援すること。

ア ビジネスマッチング会

- (ア) 1回以上開催すること。
- (イ) 開催手法は、オンラインマッチングなどデジタル技術を活用するなど、効果的・効率的に実施する適切な手法を提案すること。
- (ウ) マッチング会に際し、研修会に参加した道内企業のニーズを把握したうえでマッチング先を選定すること。
- (エ) マッチング対象国・地域や件数は、ASEAN、台湾、北米市場を対象とする企業・団体とし、それぞれの国・地域から5社程度の参加を得ること。
- (オ) マッチング先は、研修会に参加した道内企業が自ら海外ECサイトに店舗の開設や運営を行うための国内外のサイト制作等IT企業・団体などや、道産品の取引に関心のある海外EC店舗出店者等バイヤー、現地小売店バイヤー、商社等を対象とすること。また、道内企業が海外EC展開を行うためのネット通販が可能な小売店やECプラットフォームなど基盤を備えている企業・団体であること。
- (カ) 開催にあたり、道内企業及びマッチング先のスケジュール調整、会場・通信機器の手配及び設営、備品の借上げなど必要な準備に加え、当日の進行及び進行管理などの運営を行うこと。
- (キ) マッチング先の選定は、委託者と協議の上、決定すること。
- (ク) マッチング会に際し、バイヤー及び参加道内企業に対し、成約した件数、内容、金額及びそれらの見込み、今後の販売などに関する課題等についてのアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、適時委託者へ報告すること。なお、アンケート調査の内容は委託者と協議して決定すること。

イ トライアル支援

- (ア) 研修内容を踏まえた実践の場として、マッチングが成立した道内企業と海外企業等とが連携して行う、海外ECサイトや現地小売店のネット通販等における現地トライアルを支援すること。
- (イ) 実施時期及び期間は、販売会場責任者と調整の上、各市場の状況やニーズ、販売する道産品の特性などを踏まえた適切な時期とし、委託者と協議の上、最終決定すること。
- (ウ) トライアルの実施にあたり、受託者の指定する場所（日本国内）から、出港地（海路、空路を含む）までの輸送、輸出手続、目的港（海路空路を含む）までの輸送、目的港から販売会場までの輸送を行い、予算の範囲内で本事業費を活用して、ASEAN、台湾、北米のそれぞれで実施すること。
- (エ) トライアルを行う出展企業及び商品のリストを作成すること。
- (オ) トライアル支援に係る、買い取り方式や委託販売などの、各国・地域における条件は、企画提案に示すこととし、実施に際しては、委託者と協議の上、最終決定すること。
- (カ) トライアル期間中、各商品の売上額、販売個数、在庫数、消費者からのアンケート調査等の結果を定期的に取りまとめ、委託者に報告すること。なお、アンケート調査の内容は委託者と協議して決定すること。

(3) 研修会及びビジネスマッチング後のフォローアップ

上記（1）及び（2）を踏まえ、研修効果、マーケティングや海外EC事業者へのアプローチの方法などを取りまとめ、分析結果として道内企業へ還元すること。

ア 事業の実施効果の検証、道産品の海外バイヤー及び消費者の反応や海外販路拡大に関する課題及び対応方向を検討する手段として実施する、5（1）キ、5（2）ア（ク）、イ（カ）の結果及び事業を通じて判明した課題などの実施結果について取りまとめ、その分析結果を整理すること。

イ 道内企業への情報の還元は、報告会を開催するなど、本事業の成果や海外販路拡大のノウハウ等を広く周知するため効果的な手法により実施すること。

(4) 業務上の留意事項

ア 受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

イ 委託者との協議において、道の他事業や日本貿易振興機構（ジェトロ）等各種支援機関との連携及び事業の活用について提案する場合があることを承知し、道内企業の本研修会の利用促進やマッチング先の拡充を検討すること。

ウ 事業の実施にあたり、適宜、現地使用言語（英語、中国語等）への翻訳や通訳等の手配を

行うこと。

(5) その他

企画提案にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を盛り込むとともに、感染症などの影響により当初の提案内容の実施が困難となった場合の代案を含めること。なお、代案についても、企画提案指示事項に沿った内容とすること。

6 成果品等

事業の実施結果について、以下の点を含む報告書を作成すること。なお、提出方法は、電子媒体（CD-R等）1枚、紙媒体（冊子）5部とする。

- ・ 成果、課題及び今後の対応方向に関する整理等を記載した実績報告書を提出すること。
- ・ 事業を通じて得られた知見やノウハウを詳細に記載し、取組内容の検証結果を記載すること。
- ・ 業務に係る取組内容について検証し、課題について明確化するとともに、解決するための分析を行うこと。

7 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (7) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (4) 市区町村税
 - (7) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (1) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (7) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

8 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ・ デジタル技術を活用した道産品の海外販路拡大に向けた研修会やビジネスマッチングを実施する上で必要かつ十分な体制になっていること。
- ・ 業務を効率的・効果的に実施できる現実的なスケジュールであり、経費積算が妥当と考えられること。

(2) 企画提案の適合性

ア 研修会

- ・ 海外ECサイトでの販売などデジタル技術を効果的に活用し、道内企業が海外展開するために必要な知識やノウハウを得られる内容になっていること。
- ・ ビジネスマッチング会やトライアル支援の場を活用できるよう、実践的・効率的な研

修内容になっていること。

イ ビジネスマッチング

- ・ 道産品の取扱いに関心の高い海外ECバイヤー等とマッチング会を設定できること。
- ・ トライアル支援の実施場所・期間や実施方法が、道産品の販路拡大につながるよう効果的な実施内容となっていること。

ウ 研修会及びビジネスマッチング後のフォローアップ

- ・ 効果的な販売手段や海外EC事業者へのアプローチノウハウなど、事業成果をわかりやすく道内企業に還元できる内容になっていること。

(3) 道施策との適合性

- ・ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- ・ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

9 委託業務事業費

事業費の上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

13,657千円

10 手続き等について

(1) 担当窓口

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係

担当主査 深井 一未

電話 011-204-5342（内線）26-654

FAX 011-232-8870 E-mail fukai.kazumi@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和3年（2021年）4月30日（金）17時必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 1部

オ 作成様式 別添1のとおり

(3) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から令和3年（2021年）4月30日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く9時から17時まで）

イ 交付場所 (1)の場所で交付する

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和3年（2021年）5月14日（金）17時必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）

エ 提出部数 8部

※表紙及び文中に提案者名を記入したもの : 1部

表紙及び文中に提案者名を記入しないもの : 7部

提案者名等を記載したもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。

オ 作成様式 別添2のとおり

(5) その他

ア 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする

イ 提出された書類等については返却しない

ウ 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨

エ 審査結果及び特定者名：公表する

(6) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項

道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当認証書（写し）を提出してください。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を期限までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、5月14日（金）17時までに上記10(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
ただし、提出者が5者を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する